

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第35号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年6月18日（土） 12時30分ごろ	
発生場所	青森県青森市久栗坂 ^{くぐりさか} 漁港北北東方沖 久栗坂港西防波堤灯台から真方位027° 1.4海里付近 (概位 北緯40° 53.7′ 東経140° 51.4′)	
事故等調査の経過	平成23年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーモーターボート やなかわ2、5トン未満（長さ5.24m） 船舶番号、船舶所有者等 212-7562青森、株式会社青森マリーナ	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船外機のプロペラ翼に欠損及び曲損並びにクランプブラケットに亀裂	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長が、釣り場を移動するため、目視による見張りをを行いながら、青森市湯ノ島と浅虫温泉の間の浅水域を時速約10kmで手動操舵により東進中、平成23年6月18日12時30分ごろ久栗坂漁港北北東方沖の暗岩に乗り揚げた。 本船は、航行不能となり、船長が本船を借り受けたマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に連絡し、本件マリーナへえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 東、波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	船長は、本事故発生時、免許を取得して初めての操船であった。 本件マリーナの職員は、本事故発生水域に岩礁や暗岩があることを知っていた。 船長は、本件マリーナで航行予定水域の岩礁や暗岩の状況を確認していなかった。 本船には、レーダー及びGPSプロッターなどの航海計器はなかった。 本船は、出港時の喫水が船首約0.15m、船尾約0.40mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、久栗坂漁港北北東方沖を東進中、船長が、本件マリーナで航行予定水域の岩礁や暗岩の状況を確認していなかったことから、同漁港北北東方沖の暗岩の存在を知らずに航行し、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、久栗坂漁港北北東方沖を東進中、船長が、航行予定水域の岩礁や暗岩の状況を確認していなかったため、同漁港北北東方沖の暗岩の存在を知らずに航行し、同暗岩に乗り揚げたことにより発生したも	

のと考えられる。